

財団法人松山市男女共同参画推進財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人松山市男女共同参画推進財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 財団は、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発、市民活動及びそのネットワークの形成の促進、ジェンダーに起因する諸問題解決のための地域性を反映した調査研究等を行うことにより、社会のあらゆる分野で男女が共に参画できる環境づくりの促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画のために必要な情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する市民活動及びそのネットワークの形成の促進
- (3) あらゆる分野における男女共同参画の促進のための研修会等の開催
- (4) 男女の自立を促進するための相談
- (5) ジェンダーに起因する諸問題解決のための地域性を反映した調査研究
- (6) 松山市からの委託を受けて行う男女共同参画関連施設の維持管理及び運営
- (7) 松山市からの委託を受けて行うまつやまファミリー・サポート・センターの運営
- (8) その他必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 補助金等
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意及び評議員会の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(長期借入金等)

第10条 財団が資金の借入れ(その会計年度の収入をもって償還するものを除く。)新たな義務の負担(収支予算で定めるものを除く。)又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第11条 財団の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、会計年度開始前に、理事会の議決を経、かつ、評議員会の同意を得て、愛媛県知事に届け出なければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算成立の日までの間は、前年度の収支予算の例により収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 財団の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を得て、その会計年度終了後3月以内に愛媛県知事に報告しなければならない。

(特別会計)

第13条 財団は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第14条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員の種類及び選任)

第15条 財団に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 13人以上18人以内
- (5) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選による。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、財団を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、財団の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、財団の業務の執行を決定する。
- 5 財団が行う契約その他の法律行為のうち、財団と理事長との利益が相反する行為及び民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用を受ける行為については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 理事長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。ただし、当該解任の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障その他の理由により職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を支給することができる。ただし、常勤の役員には、給料及び手当を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 役員の報酬、給料、手当及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経、かつ、評議員会の同意を得て定める。

(事務局)

第 20 条 財団に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第 5 章 理事会

(種別)

第 21 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

2 定例理事会は、毎年 2 回招集する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意があるとき、又は急施を要するときは、この限りでない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過及び概要並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員会

第30条 財団に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について助言する。
- 3 評議員会は、13人以上18人以内の評議員をもって構成する。
- 4 評議員は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 5 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 6 評議員会の議長は、会議の都度選出する。
- 7 第24条及び第26条から前条までの規定は評議員会について、第17条から第19条までの規定は評議員について準用する。この場合において、第24条及び第26条から前条までの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第32条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得たときに解散する。

(残余財産の処分)

第 3 3 条 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得て、地方公共団体又は財団と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(資料の備付け)

第 3 4 条 財団の事務所には、常に次に掲げる業務、財務等に関する資料を備え置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業報告書及び収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

(委任)

第 3 5 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、愛媛県知事の設立許可のあった日から施行する。
(設立初年度の事業計画及び収支予算)
- 2 財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

- 3 財団の設立初年度の会計年度は、第 1 4 条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日 (以下「施行日」という。) から平成 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立当初の役員)

- 4 財団の設立当初の役員及び評議員は、第 1 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 0 条第 4 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 7 条第 1 項本文 (第 3 0 条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、施行日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。